

意見書案第 15 号

「核抑止」ではなく核兵器禁止条約の批准を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和 7 年 9 月 5 日

提出者	甲賀市議会議員	西	山	実
賛成者	同	山	岡	光 広
同	同	岡	田	重 美

甲賀市議会議長 田 中 將 之 殿

「核抑止」ではなく核兵器禁止条約の批准を求める意見書

広島と長崎への原爆投下から今年は８０年の節目にあたる。人類史上初めて核兵器による攻撃であり、その惨禍はいまなお被爆者とその家族の方々の心と体に深く刻まれている。その悲劇から８０年という節目にあたり、「ノーモアヒロシマ・ノーモアナガサキ」と、今年も平和記念式典が行われ、全国がひとつになって、核兵器の恐ろしさと平和の尊さをあらためて考える機会となった。甲賀市が取り組む平和事業のひとつとして、市内の子どもたち１５名の代表が千羽鶴を携え、広島平和記念式典に参列し、被爆の実相をつぶさに感じ、二度と再びこうした惨禍を繰り返してはならないと新たな決意に燃えた。

世界で唯一の戦争被爆国である日本は、核兵器の非人道性、恐ろしさを実体験しているだけに、核兵器のない世界への実現へ先頭に立たなければならない。被爆者のみなさんは戦後一貫して、核兵器の非人道性を世界に訴え続けてこられた。それが２０１７年の核兵器禁止条約の成立、２０２１年の発効へと結実し、いまや世界の７３か国が批准、９４か国が署名するなど、圧倒的な数の国々が核保有国と核兵器にしがみつ়く国々を包囲している。こうした取り組みが昨年、ノーベル平和賞を受賞することにもつながった。

ところが日本の政府は、いまなお核兵器禁止条約に背をむけている。批准することも核兵器禁止条約批准国の会議にオブザーバー参加することも拒否している。その根底にあるのが「核抑止」論である。核抑止とは、核兵器の使用を認める、というものである。広島県知事は、「核抑止とは頭の中で構成された概念であり、フィクションであり、物理的真理ではない」「核抑止の維持に年間１４兆円を超えるといわれているが、その十分の一でも核のない新たな安全保障のあり方を構築するために頭脳と資源を集中することこそが、いま我々が力を入れるべきこと」と、今年の平和記念式典で核兵器のない世界の実現を強く訴えられた。

いまなお、世界には１万２０００発超の核弾頭が地球上に存在している。「核武装」「核兵器は安上がり」などを叫ぶ動きがあることは由々しき事態である。

本市議会は、唯一の戦争被爆国である日本政府が「核抑止」に固執するのではなく、核兵器禁止条約を早期に署名、批准することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年９月 日

甲賀市議会議長 田 中 將 之

内閣総理大臣

外務大臣 あて

意見書案第16号

OTC類似薬の公的保険外しを中止するよう求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年9月5日

提出者	甲賀市議会議員	山岡光広
賛成者	同	岡田重美
同	同	西山実

甲賀市議会議長 田中將之 殿

OTC類似薬の公的保険外しを中止するよう求める意見書

これまで医師が診断に基づき処方していた医療用医薬品のうち、OTC類似薬については保険から外して自己負担とする動きが強まっている。石破内閣が閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太方針2025）」のなかで明示したことから、社会問題にもなっている。

薬局やドラッグストアなどで市販されているOTC薬（風邪薬、胃腸薬、鎮痛貼付剤、花粉症薬、点眼薬など）は、処方箋なしで購入できる医薬品。これらと同じ成分や類似した効果をもつ医薬品で医師が処方する医薬品がOTC類似薬。保険が適用されれば、安価で入手することができるが、保険適用外となれば、すべて自己負担となり、家計への影響は大きい。

子どもや高齢者・障がい者などの福祉医療対象者の場合、医療費の窓口負担が無料であったり負担軽減策があっても、今後は「その薬は市販薬として購入できるので保険は使えません」となると薬代は自己負担となる。市販薬を自己判断で使用することで、誤用や相互作用によって健康リスクが高まる恐れもある。対象となる医薬品の具体的なリストはまだ明らかにされていないが、政府は2026年度から段階的に実施するとしている。

日本医師会や保険医協会は「社会保障のセーフティネットが損なわれる」として、治療の遅れや重症化のリスクがあるOTC類似薬の保険外しに反対の声をあげている。

よって、市民のいのちと健康を守る立場から、OTC類似薬の保険外しを中止することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月 日

甲賀市議会議長 田 中 將 之

内閣総理大臣
厚生労働大臣

あて

意見書案第 17 号

南土山地先安定型産業廃棄物最終処分場建設計画の認可に対し慎重な対応を求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和 7 年 9 月 5 日

提出者	甲賀市議会議員	岡	田	重	美
賛成者	同	橋	本	恒	典
同	同	戎	脇		浩
同	同	堀		郁	子
同	同	山	岡	光	広
同	同	西	山		実

甲賀市議会議長 田 中 將 之 殿

南土山地先安定型産業廃棄物最終処分場建設計画の認可に対し慎重な対応を求める意見書

現在、甲賀市土山町南土山地先において、近江バラス株式会社による安定型産業廃棄物最終処分場の建設が計画されている。

計画では、埋立廃棄物の種類は、廃プラスチック類、ガラス陶磁器くず、がれき類（コンクリートの破片その他これに類する不要物）で、石綿含有産廃も含まれる。また、最終処分場の面積は約26.0ha、埋立面積約11.8ha、埋立容量は約215万m³と県内最大規模となる。

建設予定地の水は次郎九郎川から田村川に流れ、野洲川に合流しているが、もし、産廃処分場が建設されれば地域環境や水質汚染への影響が大きく、上流だけでなく、下流域住民にとっても大きな問題である。過日開催された事業者の説明会でも水質・環境への影響を危惧する声が多く出された。しかも現計画では、搬入される産廃の9割は県外からのものであり、「なぜ県外のごみを多く受け入れなくてはならないのか」と規模の大きさを指摘する声も寄せられた。

建設予定地周辺の住民からは、水質汚染をはじめ、特産である茶や米などの農産物への風評被害、旧東海道宿場町の観光への影響、周辺地域に生息する生物への影響や運搬車両の増加に伴う市民生活への影響など多くの弊害に対する不安が続出している。

甲賀市環境方針の基本理念では「豊かな自然・歴史・文化資源に囲まれた原風景を保全し、より良い環境を創造し次代に引き継ぐため、地域の環境保全を推進する」としている。将来においても豊かな自然を生かした営みが継続でき、安全安心な郷土を子々孫々につないでいくことが、いまを生きる私たちに課せられた責務であり、そうした疑問や不安を払しょくすることが不可欠である。

よって、滋賀県におかれては、慎重に審査し、安易に許可を与えることのないよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月 日

甲賀市議会議長 田 中 將 之

滋賀県知事

あて